実車を用いた実技の指導監督の改正のイメージ

資料3

第1回ワーキンググループでいただいた実技指導に係る主なご意見

- ▶ 車種(中型、大型)や製造された年式、メーカーが異なればブレーキシステム、シフトチェンジの操作特性等が 異なる。適切に操作するには実技訓練が求められる。
- ▶ 古い車両と最新の車両では安全装置の性能等が異なるため、必要な技能が異なる。
- 急ブレーキはかける訓練を行わないとなかなかかけられないので、急ブレーキのかけ方に関しては十分な指導を行うべき。
- □○上記に基づき、初任運転者・事故惹起運転者に対する実技訓練においては、①年式、車種、メーカーの相違に伴□ □ う操作特性の相違、②急ブレーキに対応することが求められる。
- 〇これを踏まえ、実技訓練の実施に伴い抑えるべきポイント及び対応する義務づけの内容を以下の通り整理する。

<訓練のポイント>

く<u>義務付ける内容</u>>

走行状態

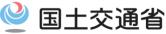
シフトチェンジ、ステアリング等の装置について、年式、機構、メーカー等が異なることに伴う操作特性の相違への対応として、実際に使用する車両を用いた習熟訓練が重要

大型貸切バスには多様な仕様が存在することを踏まえ、実際に運行する車両を 用いて実際に運行することが想定される 経路に沿った習熟訓練を義務付ける。

緊急時における確実な急ブレーキの操作方 法の習得について、咄嗟の際に、十分な早さ、 強さでブレーキペダルを踏み込むことが重要。 そのために適切な運転姿勢、急ブレーキ時の 踏み込み方法を習得することが重要

静止した車両を使用した正しい運転姿 勢での踏み込みの反復練習を義務付け る。

実技訓練の時間数に関して



実車を用いた実技の実施時間に関するアンケート調査結果

- ○貸切バス事業者を対象に実施したアンケートの結果、安全運転に関する実 技訓練が10時間以下の事業者が半数以上。
- ○アンケート配布事業者2,576者(日本バス協会会員:470者、非会員:2,106者)中、回答者は、662者(会員90者、非会員572者)。

調査の概要

- ①調査対象事業者:貸切バス事業者
- ②調査実施期間:平成28年2月~4月
- ③アンケート配布数:2,576者
- ④回答事業者数:662者

(内訳)

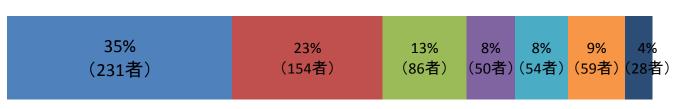
日本バス協会会員:90(乗合・貸切バス兼業事業

者を含む)

日本バス協会非会員:572(貸切バス専業事業者 のみ)

○実車を用いた実技の実施時間に関するアンケート結果

<実技訓練の実施時間別の事業者の分布(アンケートに回答した662事業者中)>



- ■~5時間
- ■6~10時間
- ■11~20時間
- ■21~30時間

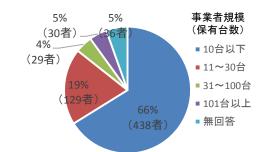
- ■31~50時間 ■51~100時間
- 100時間 ■101時間以上

※平均27.0時間(会員61.1時間 非会員21.7時間)

貸切バス運転者に対する実技訓練の時間

- 〇上記貸切バス事業者に対するアンケート調査の結果、半数以上の事業者において、**実技訓練の時間は10時**間以下にとどまっているのが現状。
- 〇貨物運送事業及び海外(EU)において初任運転者に義務付けられる実技訓練の時間(20時間)(参考1参照) を考慮し、貸切バス事業者においても、20時間程度の実技訓練を確保するため、これを義務付けることが必要。

○参考:アンケート回答者について



	事業者数		
	争未白奴	うちバス協会員	バス協非会員
配布アンケート数	2.576		
10 11 7 2 7 1 90	2,070	470	2,106
回収アンケート数	1 017		
回収アンケート数	1,317	268	1,049
実技時間の回答のあった	660		
アンケート数(貸切)	662	90	572
	-	-	

【参考1】実技訓練の時間数に関して



貨物自動車運送事業者の初任運転者に対する実技訓練の義務付けについて(H28.4.1公布)

第2章 特定の運転者に対する特別な指導の指針【実技に関する改正事項】

「初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間」において、以下のとおり実技訓練を義務付け

◆実際にトラックを運転させ、道路及び交通の状況に応じた安全な運転方法を 添乗等により指導

20時間以上

EU職業運転者能力証明制度(certificate of professional competence:CPC)の概要

(1)初期資格(initial qualification)

講習+試験

(ア)講習

時間:280時間以上

科目:全科目

実技:20時間以上の運転

(イ)試験

形式:記述又は口頭

科目:全科目

加盟国当局の認可を受けた訓練センターが実施

加盟国当局又はその指定を 受けた試験期間が実施

(2) 定期訓練(periodic training)

加盟国当局の認可を受けた訓練センターが実施

○5年ごとに、認可訓練センターにおける35時間の訓練を受講

○5年ごとの定期訓練を受講していない者が再び道路運送業務に 従事しようとするときは、<u>業務の開始前</u>に定期訓練を受講

【参考2】初任運転者に対する指導・監督の内容(現行)について 🔮 🗵 土交通省



〇旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針 (平成13年国土交通省告示第1676号)

初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間

内。容	時 間		
①事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項 道路運送法その他の法令に基づき運転者が遵守すべき事項及び交通ルール等を理解させるとともに、事業用自動車 を安全に運転するための基本的な心構えを習得させる。			
②事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法 事業用自動車の基本的な構造及び装置の概要及び乗合バス又は貸切バスなどの運転者にあっては車高、視野、死角 及び内輪差等の車両との差異を理解させると共に、日常点検の方法を指導する。	①から④まで について <u>合計</u> 6時間以上実		
③交通事故を防止するための留意すべき事項 旅客自動車運送事業者の事業の態様及び運転者の乗務の状況等に応じて事業用自動車の運行の安全及び旅客の 安全の確保するために留意すべき事項を指導する。	施すること。 <u>⑤については</u> 、 可能な限り実		
④危険の予測及び回避 道路、交通及び旅客の状況の中に含まれる交通事故につながるおそれのある主な危険を理解させるとともに、それを 回避するための運転方法等を指導する。	施することが 望ましい。		
<u>⑤安全運転の実技</u> 実際に事業用自動車を運転させ、主な道路、交通及び旅客の状況における安全な運転方法を添乗等により指導する。			

【参考3】事故惹起運転者に対する指導・監督の内容(現行)について 土交通省

〇旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針 (平成13年国土交通省告示第1676号)(抄)

事故惹起運転者に対する特別な指導の内容及び時間

内 容	時 間	
①事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全の確保に関する法令等 事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するため道路運送法その他の法令等に基づき運転者が遵守すべき事項を再認識させる。		
②交通事故の実例の分析に基づく再発防止対策 交通事故の実例の分析を行い、その要因となった運転行動上の問題点を把握させるとともに、事故の再発を防止する ために必要な事項を理解させる。	①から⑤まで	
③交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法 交通事故を引き起こすおそれのある運転者の生理的及び心理的要因を理解させるとともに、これらの要因が事故につ ながらないようにするための対処方法を指導する。	について <u>合計</u> <u>6時間以上</u> 実 施すること。	
④交通事故を防止するために留意すべき事項 旅客自動車運送事業者の事業の態様及び運転者の乗務の状況等に応じて事業用自動車の運行の安全及び旅客の 安全を確保するために留意すべき事項を指導する。	⑥については、可能な限り実施することが	
⑤危険の予測及び回避 危険予知訓練の手法等を用いて、道路、交通及び旅客の状況に応じて交通事故につながるおそれのある危険を予測 させ、それを回避させるための運転方法等を運転者が自ら考えるよう指導する。	<u>望ましい</u> 。	
<u>⑥安全運転の実技</u> 実際に事業用自動車を運転させ、主な道路、交通及び旅客の状況に応じた <u>安全な運転方法を添乗等により指導</u> する。		